

農林水産部発注工事における快適トイレの設置に関する運用

1 特記仕様書への記載

特記仕様書に下記事項を追加する。

第〇章 快適トイレの設置に関すること。
本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

※詳細は、農林技術課HP参照

2 積算の方法

(1) 快適トイレ（現場環境改善型トイレ）の設置

- ・「快適トイレに求める標準仕様（以下「標準仕様」という。）」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品（以下「付属品」という。）」を満たすトイレ（以下「快適トイレ」という。）を男女別で各1台設置することを標準とする。（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・「付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わない（設計変更の対象としない）こととする。
- ・市場に全現場に相当する快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について、変更契約時に計上する。
- ・現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- ・監督員は、「標準仕様」及び「付属品」について、内容が確認できる資料（標準仕様、付属品の内訳がわかる参考見積書を含む）を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。

(2) 快適トイレの計上費用

- ・快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で各1基ずつ合計2基／工事（施工箇所）※2まで共通仮設費（営繕費）に計上できるものとする。（102,000 円／2 基・月が上限）
- ・計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、102,000 円／組・月上限まで計上可能とする。
- ・「付属品」の費用については、快適トイレの費用に含まれている。
- ・運搬、設置及び撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。
- ・快適トイレを2基／工事（施工箇所）※2より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）の対象とし、現場環境改善費（率計

上分)の営繕関係の1項目として計上する。

※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円/基・月(従来品相当額)を差し引いた額。

※2:「同一地区内で施工箇所が点在する工事」を適用する工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 具体的な計上方法例

① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000円/基・月の場合(積算上の差額 60,000円)

積算で計上する費用 : 51,000円/基・月

② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合(積算上の差額 30,000円)

積算で計上する費用 : 30,000円/基・月

③ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 100,000円/組・月の場合(積算上の差額 90,000円)

積算で計上する費用 : 90,000円/組・月

④ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 200,000円/組・月の場合(積算上の差額 190,000円)

積算で計上する費用 : 102,000円/組・月

※一体型ハウスの積算上の差額を計算する際は、従来品相当額を「10,000円/組・月(10,000円/基・月)」とする。

3 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

4 工事成績評定での評価

快適トイレの設置を行った工事において、第1評定 5. 創意工夫 安全衛生関係「2.2. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫」において加点を行うこと。

5 附則

この運用は、平成30年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

この運用は、令和 元年10月17日以降に起工する工事から適用する。

この運用は、令和 3年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

この運用は、令和 6年 4月 1日以降に起工する工事から適用する。

この運用は、令和 6年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

快適トイレ 仕様チェックシート

工事諸元

工事番号	
工事名	
受注者	

快適トイレの内容

規格	
見積単価	〇〇,〇〇〇円/(基・月)

設置予定期間

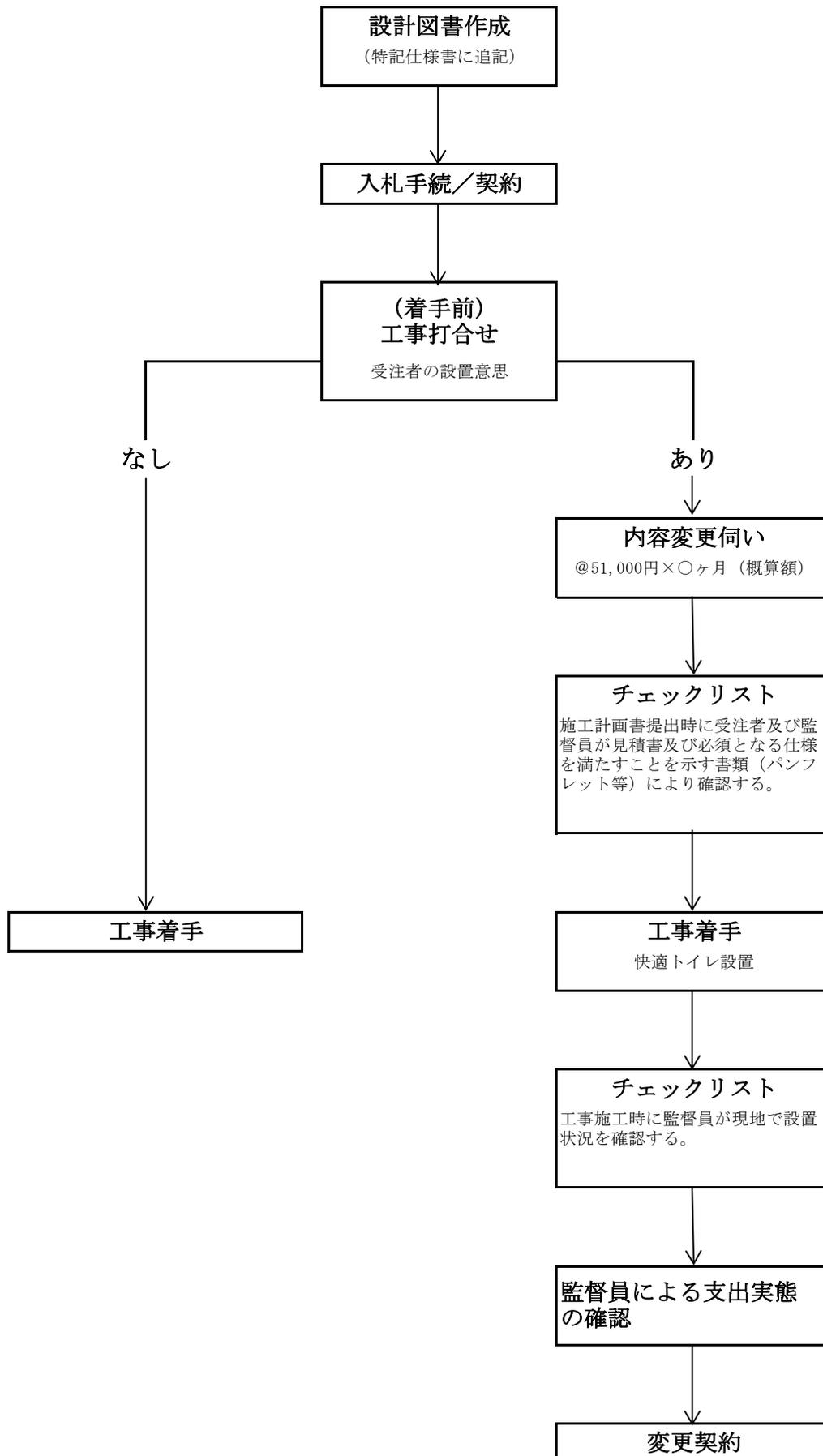
〇〇ヶ月 : H30.〇〇~H30.〇〇

仕 様	施工計画書提出時 <small>※注1</small>		施工時
	受注者	監督員	監督員
1. 快適トイレに求める標準仕様【全項目必須】	日付 /	日付 /	日付 /
① 洋式便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 水洗機能 (簡易水洗, し尿処理装置付きを含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) ※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④ ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 衣類掛け等のフック付, 又は, 荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 快適トイレとして活用するために備える付属品【全項目必須】			
⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩ 鏡付き洗面台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑪ 便座除菌シート等の衛生用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. 推奨する仕様、付属品【任意】			
⑫ 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 擬音装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ フィッティングボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ フラッパー機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 小物置き場等(トイレトーパー予備置き場)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1. 別添資料として、見積もり書及び上記内容を満たすことを示す書類(パンフレット等)を添付すること。

規格欄には、メーカー名、品名等を記載すること

快適トイレ設置フロー



快適トイレの設置に関すること

1 快適トイレの内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することとする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

○快適トイレの標準仕様

【快適トイレに求める標準仕様】

- （１）洋式便座
- （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （５）照明機能（電源がなくても良いもの）
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- （１０）鏡付きの洗面台
- （１１）便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- （１３）擬音装置
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）フラッパー機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

2 設置に要する費用

快適トイレ設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、1の内容を満たす参考見積書（標準仕様、付属品の内訳を明示したもの）を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等（カタログな

ど)を施工計画書提出に合わせ提出する。

さらに、精算変更時において、月額の出支実態のわかる資料により監督員と協議の上、上限 51,000 円/基・月(従来品相当額(10,000 円/基・月)を差し引いた金額)を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ合計 2 基/工事(施工箇所)を設置すること。

運搬、設置・撤去費は共通仮設費(率)に含まれるものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3 その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督員と協議の上、本事項の対象外とする。